

## 会員向けサービス「@George 有線インターネットサービス」特約

### 第1章 総則

#### 第1条（有線インターネットサービスの提供）

1. 株式会社インボイス（以下「当社」といいます）は、当社との間で有線インターネットサービスに関する接続機器設置契約または利用契約等の契約を締結した物件に居住する会員に対し、この@George 有線インターネットサービス特約（以下「本特約」といいます）に基づき、「@George 有線インターネットサービス」（以下「本サービス」といいます）を提供します。
2. 本サービスは、当社が別途定める「@George 会員規約（約款）」（以下「会員規約」といいます）第3条第3号および第21条第1項第1号に規定する会員向けサービスであり、本特約に定めるものを除き、会員規約の規定が適用されます。本特約と会員規約の規定とが抵触する場合、本サービスの提供に関する限り本特約が優先して適用されます。

#### 第2条（用語の定義）

1. 会員規約において定義された用語の意味は、本特約においても同一の意味で使用します。
2. 本特約において、以下の用語の定義は以下の意味で使用します。
  - (1) 「本サービス契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための当社との契約をいいます。
  - (2) 「本サービス会員」とは、会員のうち本特約に同意したうえで、当社所定の方法により当社と本サービス契約を締結し、当社から本サービスを利用する資格を与えられた会員をいいます。
  - (3) 「対象物件」とは、当社と物件管理者との契約に基づき、当社が本サービスを提供する物件をいいます。
  - (4) 「開通工事」とは、当社または当社が指定した事業者が実施する本サービスの提供に要する工事をいいます。
  - (5) 「本サービス利用料金等」とは、本サービスにかかわる料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。
  - (6) 「回線接続装置」とは、当社または当社が指定する事業者が会員規約第3条第9号に規定する貸与機器等として貸与する HOME PNA 子機・VDSL 子機等の回線への接続機器をいいます。

#### 第3条（その他の事項）

1. 本サービス会員は、本サービスを登録情報の利用場所において利用するものとします。
2. 当社が提供する本サービスにかかる回線は、当社が他の電気通信事業者から提供を受けた本サービス用通信回線を利用して、これを本サービス会員に提供するものです。

### 第2章 契約

#### 第4条（契約の単位）

当社は、対象物件の1つの差込口ごとに1つの契約を締結します。この場合、本サービス会員は、1つの契約につき1人に限ります。

#### 第5条（申込手続）

本サービスの申込みを希望する会員には、会員規約および本特約に同意のうえ、会員規約第2章第2節に従い当社へ申込みをしていただきます。

## 第6条（解約手続）

1. 本サービス契約の解約を希望する本サービス会員には、会員規約第12条所定の方法または当社のWebサイト上のフォームへの入力により、解約を希望する日の2週間前までに当社に届け出ていただきます。
2. 前項の解約手続は、本サービス会員本人のほか、連帯保証人、正当な代理権を有する者から申し出ることができます。
3. 本サービス会員が、登録情報の利用場所からの転居により本サービスの利用ができなくなる場合においても、前項の申し出が必要になります。なお、転居による解約の申し出を怠った本サービス会員には、当該期間に生じる本サービス利用料金等をお支払いいただきます。

## 第7条（回線接続機器の返却）

1. 本サービス会員は、本サービスの解約日から2週間以内に、回線接続装置を当社指定の場所へ返却しなければなりません。なお、返却にかかる送料は、本サービス会員に負担していただきます。
2. 回線接続装置の全部または一部を紛失または破損した本サービス会員には、その相当額として、以下の額をお支払いいただきます。
  - (1) 有線モデム 1台あたり、10,000円（税別）
  - (2) 無線モデム 1台あたり、15,000円（税別）

## 第8条（初期契約解除制度）

1. 初期契約解除制度は、個人名義にてお申込みの場合のみ適用となります。
2. 初期契約解除を希望する本サービス会員は、当社から送付される@George お申込内容のご案内を受領した日から起算して8日を経過するまでの間に、必要事項を記載した書面を郵送していただきます。
3. 初期契約解除を行った本サービス会員には、以下の費用を負担していただきます。
  - (1) 申込事務手数料
  - (2) 開通工事その他本サービスの提供に必要な工事料
  - (3) 月額基本料（契約解除までの日割計算）
  - (4) 前項の書面郵送にかかる費用
4. 契約時に当社から貸与された回線接続装置は当社指定の場所へ返却していただきます。なお、返却にかかる送料は、本サービス会員に負担していただきます。

## 第3章 本サービス利用料金等

### 第9条（本サービス利用料金等の内容）

1. 本サービス会員にお支払いいただく本サービス利用料金等は、会員規約第24条第1項各号のほか、本サービス会員の利用状況に応じ以下の全部または一部とします。なお、具体的な額は別表「料金表」のとおりとします。
  - (1) 申込事務手数料
  - (2) 開通工事その他本サービスの提供に必要な工事料
  - (3) 本サービスの利用にあたり必要となるデータ変更料
  - (4) 本サービスの休止受付料
  - (5) 本サービスのID保管料
  - (6) 無線モデムレンタル料
  - (7) 前各号のほか、特別の規定により当社が定めた料金
2. 本サービスにおいて、利用期間が1単位に満たない場合の月額基本料金は、当該月の日数に応じた日割り計算により算出し、請求します。

3. 申込事務手数料は、初回の利用料金等に合算し、請求します。
4. 工事料、データ変更料、休止受付料、ID 保管料は、それぞれ発生した日が属する月の利用料金等に合算し、請求します。
5. 本サービス会員には、本サービス利用開始前に解約を申し出た場合といえども、当社が開通工事に着手した後であったときは、申込事務手数料および開通工事料金をお支払いいただきます。なお、キャンペーン（有料・無料を問わない）期間中に申込みを行った本サービス会員についても同様とします。

## 第4章 利用の停止、休止

### 第10条（利用の停止条件の追加）

当社は、会員規約第19条第1項各号のほか、本サービス会員が以下のいずれかに該当した場合、何らの責任も負うことなく、その会員に対する本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 利用場所を無断で変更した場合
- (2) 当社の書面による承諾を得ずに、専用回線に本サービス会員の電気通信設備または当社指定以外の者が提供する電気通信設備を接続した場合
- (3) 本サービスを利用するにあたり専用回線または回線接続装置に不正な手段を講じる等、本サービスを自ら不正利用もしくは第三者をして不正利用させたとき、または不正利用するおそれもしくは第三者をして不正利用させるおそれがある場合

### 第11条（本サービスの休止）

1. 本サービス会員が期間を定めて本サービスの休止を希望する場合、当社指定の方法により休止を開始する日の2週間前までに当社に申し出ていただきます。休止期間中、基本料金は発生しません。
2. 最長休止期間は3箇月とし、休止は年1回のみとします。
3. 本サービス会員は、本サービス会員が入居する物件によっては、当社と当該物件の所有者との間の有線インターネットサービスに関する接続機器設置契約または利用契約等の契約条件により、本サービスの休止ができない場合があることをあらかじめ承諾します。

## 第5章 雑則

### 第12条（本サービス利用開始時の瑕疵）

1. 本サービス利用開始時に、本サービス利用上の障害および接続不良等何らかの瑕疵があった場合、本サービス会員には、本サービスの利用開始日から1ヶ月以内に当社に申し出ていただきます。
2. 前項の申し出がないまま期間が経過した場合、本サービス会員には、申込事務手数料、開通工事の料金および利用開始日からの月額基本料金をお支払いいただきます。

### 第13条（免責事項）

1. 天災、事変その他の不可抗力、または本サービスに関する提携事業者、物件管理者もしくは電気通信事業者の責に帰すべき事由により本サービスを提供できなかった場合、その状況を当社が認識した時点から起算して利用再開までの時間が、1ヶ月で48時間以上となったときに、当社は当該月の日数に応じた日割り計算にて利用料金等の減額または返金をします。

2. 前項の本サービスを提供できなかった場合には、自らのホームページの更新・閲覧の不能、および電子メールサービスの利用不能は含まないものとします。

## 附 則

### 第1条（実施期日）

本特約は、平成30年3月1日から実施します。

## 別表 料金表

### 本サービス利用料金

区分	金額（税抜）
基本料金	別途算定する。
申込事務手数料	別途算定する。
開通工事その他本サービスの提供に必要となる工事料	別に算定する実費
本サービスの利用にあたり必要となるデータ変更料	別に算定する実費
休止受付料	1,000円
本サービスのID保管料	月額 500円
無線モデムレンタル料	月額 400円